

令和6年9月18日（水曜日）

（会議第5日目）

応招議員

1 番	濱 村 美 香	2 番	山 本 牧 夫	3 番	澳 本 哲 也
4 番	宮 地 葉 子	5 番	宮 川 徳 光	6 番	浅 野 修 一
7 番	水 野 佐 知	8 番	欠	9 番	山 本 久 夫
10 番	吉 尾 昌 樹	11 番	小 松 孝 年	12 番	矢 野 昭 三
13 番	矢 野 依 伸	14 番	中 島 一 郎		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 本 敏 郎	副 町 長	西 村 康 浩
総 務 課 長	土 居 雄 人	企画調整室長	渡 辺 健 心
情報防災課長	村 越 淳	住 民 課 長	佐 田 幸
環 境 政 策 室	宮 川 智 明	健康福祉課長	野 村 晃 稚
農業振興課長	斉 藤 長 久	まちづくり課長	徳 廣 誠 司
産業推進室長	秋 森 弘 伸	地域住民課長	河 村 美智子
海洋森林課長	今 西 和 彦	建 設 課 長	河 村 孝 宏
会 計 管 理 者	國 友 広 和	教 育 課 長	宮 川 雅 一
教 育 次 長	岡 本 浩		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	小 橋 和 彦	書 記	山 崎 あゆみ
--------	---------	-----	---------

令和6年9月第10回黒潮町議会定例会

議事日程第5号

令和6年9月18日 9時00分 開議

日程第1 一般質問（質問者：10番）

日程第2 議案第21号から第51号まで

（委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決）

日程第3 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

議 事 の 経 過

令和6年9月18日

午前9時00分開会

議長（中島一郎君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより日程に従い、会議を進めますので、よろしくお願い致します。

日程第1、一般質問を行います。

質問者、小松孝年君。

11 番（小松孝年君）

おはようございます。

一般質問も町長にとってこれは最後ですので、またいい答弁等をよろしくお願いします。

今回、私の一般質問は2点取り上げております。臨時情報についてということと、中学校の部活動についてという、2点についてです。

まず、1点目の臨時情報についてから始めさせていただきます。

カッコ1として、近年は天変地異による今までなかった臨時情報や警報が多く聞かれるようになりました。

本町では、告知端末やLINEなどの携帯端末で早めの情報提供がなされておりまして、避難所開設も比較的にスムーズに開かれいくのではないかと思いますけれども、最近の南海トラフ地震臨時情報の巨大地震注意、それから台風関係による避難状況や課題はどうかということで。

この問いについてはですね、今回、濱村委員から出されておりましてほとんど答弁はいただいておりますけれども、通告書を提出しておりますので、通告書に基づいてまず1点目、答弁をお願いします。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

おはようございます。

小松議員の、最近の南海トラフ地震臨時情報巨大地震注意や台風関係による避難状況や課題は、のご質問にお答え致します。

防災対応については、災害対応業務の事務分掌により、各課室等で各種業務を担っています。

情報発信の担当部署である企画調整室と連絡を密に取り、的確な情報発信に努めています。

一般避難所の開設についても、各避難所の地域担当リーダー等により、避難所の運営にかかわる人員を割り振りしていただき、開設、運営を行っています。

避難状況については、南海トラフ地震臨時情報が発表された際には、最大8名、台風第10号の際には、最大47名の避難がありました。

避難については、それぞれの方の住んでいる場所や家族構成、身体的な状況等により避難をするべきかどうか違ってきます。ご自宅のハザード等を考慮して、早めの避難を検討していただきたいと思います。

避難所の課題としては、暑さ寒さ対策等、避難をためらうことのない避難所の環境整備が必要と考えています。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

小松孝年君。

11 番（小松孝年君）

確認のために、もう一回聞いておきますけども。

台風 10 号のときは 47 名で、巨大地震の注意のときには 10 名ですかね、8 名か。

これ、町長が答弁の中で言うておりましたけど、夕方のニュースでもありまして、濱村議員からの答弁もありまして、ほとんど自分が聞きたいことが全部終わってしまっておりますけれども。

そういうわけにはいきませんので何かこう出さないかなんかと思っておりますね、まず聞きたかったことは、今 47 名と 8 名言いましたけども、夕方ニュースで 7 名言うたがやけどね。その人数的に、今回、巨大地震の情報、注意の情報が初めて出たわけですけども、その感想としてですね、その避難した状況の人数的なものが多かったかな、少なかったかなというふうな、どういうふうにお考えか。

まず、2 点目はそれをお伺いします。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越淳君）

それでは小松議員の再質問にお答え致します。

南海トラフ地震臨時情報は、2019 年の運用開始以来初めての発表ということもあり、町民の皆さんをはじめ、なかなか情報の本質というものが分かりにくかったのかなというふうには感じております。

また、この情報自体がなかなか理解しがたい、しづらいような発信の仕方、平常時より地震の発生の可能性が相対的に高まったというような言い回しであり、結局どうなのかというところが、住民にとっては伝わりにくかったとこかなというふうに思います。

とはいえ、平常時から南海トラフ地震は確率が高く起こるといわれておる中で、さらに平常時よりも確率が高まったということになりますので、やはりそれに備えることは必要であり、先ほども答弁しましたとおり、その備え方というのは、それぞれの身体的、ご家族、それから住まわれている場所、そういったところによって、例えば、事前に避難をしておくべきかどうかというようなことも違ってくるといふふうに考えています。

ですので、今回の 8 名の避難が多かったのかというふうに言われた場合、これが多かったのか少なかったかということは単純には評価できませんが、それぞれの皆さんが自身のハザードとかそういったものを考慮して避難されたということで、これはこれで十分だったのかなというふうには考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

小松孝年君。

11 番（小松孝年君）

そうですね。今回の巨大地震の情報というのが、どういうものかちょっと分からなかったですね。

実際詳しい人は、いろいろと日向灘で何か大きなが起きたらちょっと注意せないかんいうとは以前から知っておりましたけれども、これが直接地震につながるものかどうかは、また今度、巨大地震注意じゃなくて警報も出ると思いますんでね。

そういったときのために、8 人が少ない今回。課長の言うとおり、それがどういう判断できるかいうこ

とが、答えにはないと思いますけども、それでも8人、少ないみたいですけども、避難してくれて事前避難ができたということはすごい、やっぱりそういった意識も皆さんありますし、避難しようかどうか迷っていた人もおると思います。それこそ避難場所の環境とか、そういったこともあるし、ちょっとこう人と会いつらいとかそういうこともあると思いますので。

実際、今までの答弁の中にもありましたように、今回夏やったですよ、暑い中で、今回涼しいとこにおれたということで良かったんですけども、もし体育館とか、ああいった冷房施設がないとこやったら、やっぱり行くのをためらいますよね、暑いんでね。

それと、暑いとやっぱり今の時期、異常気象ということで、やっぱり熱中症になったりすることもあります。となってくるとですね、備蓄の水の備えなんかも、恐らく今、3日、4日分ぐらいあると思いますけれども、その2倍以上が要るようになってしまいますので、そういったところも裏をついていけば考えていかないかんりますんでね。

そのへんが、初めてというか実際起きたのは全て初めてなるわけですし、そういったところを前もってですね、いろいろ研究していかなと、いざというときにうろたえるじゃないけど、困惑することがあるかもしれない。

ほんで、よく議会の中からもいろんな発言が出ておりました。そういった避難所のエアコン施設が要るがやないかということも結構今までも言われてきましたけども、そういったこの、こういった一般質問とかで議員がいろいろ提案してくることもですね、軽く捉えてるわけじゃないと思いますし優先順位もあると思いますんで、なかなか全部すぐするということは難しいですけども。

そういった提案があった中で、やっぱりどういうことを、そういう裏を考えていって実際その、言うたら体育館が暑かったら避難してきたところで熱中症で大変なことになってしまうとか、そういった、今回経験できたのでよく分かったと思いますけど、裏の裏を考えてですね、そういったことも考えながら優先順位をしてもろうたらええと思います。

議員も一生懸命、防災についてはいろいろな方々が今までも一番多い質問があったと思いますけれども、まあ実際、言うこと全部全てが一巡にはできないと思いますけども、そう言われたときにやっぱりそういったところも考慮しながらやってもろうたら、まあ議員もやっぱり発言というか提言した価値はあるんじゃないかと思いますんで、ぜひ今度からそういうふうをお願いします。

実際その、どうですかね、今まで発言いろいろ議員がしてきましたけれども、まあ蔑ろにしちゃうわけじゃない、無視しちゃうわけじゃないけど、やっぱりそういったところでもこちらが提案したときにいろいろその課内で、調整とかそういうこともやってますかね。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは小松議員の再質問にお答え致します。

避難所の環境につきましては、議員の皆さまからもご意見いただいていますし、私たちとしまして、情報防災課としまして十分環境が整ってるというふうには認識はしておりません。

やはり、議員からもありましたとおり、暑さ対策、寒さ対策、そういったものも含め、また、先の質問答弁にもさせていただきましたとおり、やはりベッドとかカーペットとか、そういったものも数が十分にそろっているかという点必ずしもそうではないという状況もありますので、できることから、町全体の施策の優先順位等もありますので、そういったものもかんがみながら進めてまいりたいというふうに思

っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

小松孝年君。

11 番（小松孝年君）

ちょっと失礼な質問になったと思いますけれども、実際予算も掛かることですので、なかなかどこを先にやっていくかと優先順位もなかなか難しいと思いますけれども、よくそういったことも考えてこれから行政運営していただきたいと思います。

これからまた注意とか、また結構出てくると思います。また、台風とかもちょうと異常な台風が出てきておりますので今からもちょっといろいろ苦勞すると思いますけれども、その都度ですね、やっぱ避難所の運営の仕方とか。今回は反省会をやったとかいうて、すごいいいことだと思いますんで、そういった運営の仕方とかですね、足りないもの。実際、まあ言うたら、何人か集まって体験したら一番ええんですけどね。そこへ避難キャンプとかいうて、そうやって体験をしてみると一番自分たちが困ったことが分かると思いますけれども、まあなかなか、仕事上なかなかそういうこともできないと思いますけれども。そういった自分になったときの立場になっていろいろ考えてもうたら今からもうまくいきたいと思いますんで、ぜひ頑張ってやってほしいと思います。

この次、警報が出たときはね、またちょっとその意味合いいうもんがちょっと分かりにくいところありますんで、ぜひ今、LINE とかでいろいろ流してますんで、そういった内容を詳しくまた住民の方々にお知らせしてもうたら分かりやすいかなと思いますので、そのへんもよろしくお願いします。

それでは、次、カッコ2の方に移りたいと思います。

カッコ2はですね、先の避難、今1は避難状況についてでして、次のカッコ2は経済とかそういった形のことの、避難情報における経済状況についてちょっとお聞きします。

カッコ2の、8月8日の日向灘の地震により、南海トラフ地震臨時情報の巨大地震注意の呼び掛けがあったときに、スポーツツーリズムや観光における経済効果の損失が大きかった。町長もそのことは承知で、県の方にも打診してくれるというふうにお聞きしましたが、その対応はどうであったか。県の方の対応ですね。

また、これからは南海トラフ地震における情報による、さっきも言いましたけど同じようなことが何回か出ると思います。情報は必要であります、情報による被災前災害、ちょっと言い方がちょっとおかしいかもしれませんが、そういったことがあることをもっと国や県に訴えてですね、災害の補償などの対策を考えてほしいということ。

町長も今回最後ですので、これを町長にまた訴えていうてもあれですけど、ちゃんとしてそういった担当の課長なんかもおりますので、次へ引き継いでいただきたいと思いますので、カッコ2の質問を致します。

議長（中島一郎君）

産業推進室長。

産業推進室長（秋森弘伸君）

小松議員のカッコ2、臨時情報による被災前被害もあることをもっと国や県に訴え、災害の保証などの対策を考えてほしいについて、お答え致します。

今回発表された臨時情報により、旅館やホテルなどで宿泊のキャンセルが相次いだことについては、今

の臨時情報の制度では経済的な被害について補償する仕組みがありません。

当町のスポーツツーリズムは、学生の合宿を中心とするものになっていますので、保護者の意向も強く反映されるものであります。よって、今回のようなことが次回以降も起こり得る可能性はあるものと考えます。

今回の臨時情報にて大きな影響を受けた、スポーツ合宿、ホエールウォッチング、宿泊、体験、飲食の宴会のキャンセルなど、42事業者からヒアリングを行い算出した直接的被害額の概算は1,366万4,427円、延べ人数で1,668人のキャンセル等につながっています。

また、間接的な被害としては、花火大会の延期によるものや、道の駅の来場者が前年の2割程度減少、マリンスポーツ、サーフィンや海水浴客等での来町者の半減につながっていることなどがあります。

また、一般観光では9月や10月に予約をされていた方のキャンセルにもつながっていますので、今回の臨時情報により風評被害にもつながっているものと考えます。

以上の内容を県知事に報告し協議した結果は、落ちてしまった需要のリカバリーの後押しということで、観光キャンペーンだったり、本当に資金的に厳しい企業に対する資金繰りの支援だったり、こういったところへの目配りはしっかりと行っていかないといけないと思っております、との回答をいただきました。

現段階では、巨大地震警戒となった場合には、福祉関係であれば災害救助法の適用があったりしますが、観光面では対象外となります。

今後、町としてスポーツ合宿を推進していく上では、臨時情報等によりキャンセルが発生した際に、食材等を町内で活用できる仕組みづくりや損害保険等で対応できないかなど、考えられる限りの仕組みづくりについて、関係機関と連携を図りながら協議していきたいとも考えます。

また、今回の臨時情報により、ホエールウォッチングについては、海上での避難方法の具体的なマニュアル化の策定につながっていますので、地震が来たときの対応方法の見直しにつながる機会として貴重な時間にもつながったと考えますし、今回のことが次回以降生かせるよう関係機関と協力しながら対応を図ってまいりたいと考えます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

小松孝年君。

11 番（小松孝年君）

全て答弁したと思いますので。

実際聞きたかったことが、キャンセルとかそういった数なんかも聞きたかったと思うんですけど、実際、被害額が1,360万以上あったということで、まあ1,668円やったかな。いろいろとそのキャンセルが、金銭的にも人数的にも多かった。

また、盆時期ということもありましてね、これはうちだけなしに全国的にもそういった被害を受けてますので、黒潮町だけの問題じゃないと思います。

さっき答弁いただきましたように、県の方に行ったときに、そういった資金においても何とかカバーできるようなことを考えてくれているということで、すごい心強い答弁やったと思います。それがいつになるかわかりませんが、今回の県議会でも補正もかなり、防災についての補正を出されておりますので、その中に予算はそれに組み込まれちゃったらいいなと思いますけれども、そういった答弁が聞きたかったということで。

それと、そういったことをカバーする保険なんかも何かやって、考えてくれようといったことで、その

へんもやったらどうかというふうに提案しようかと思うたがですけど全部答弁の中に出てましたので、これ以上にはあまりないんですが。

あと、今後です、やっぱりさっきの答弁にもあったんですが、また何回か出てくる可能性が高いので、そういったときのために早めにそういったことをまたできるように、機会があればどんどん、1回だけやなしにどんどんどんどん、今から県や国へ。まあ国の方も動かせるようにね、黒潮町からそういった発信をしていただけたらいいと思います。

全国的にもやっぱり、防災関係で言うとやっぱりうちが先進地みたいな形になってますので、そういった意見はすごく反映できると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

もうそのへん出ましたので、これで1番の臨時情報については終わりたいと思います。

次、2番の中学校の活動についてということで。

今回は、部活動について6月以降の動きを聞くということで書いています。

6月に一般質問で出したわけですけども、今回、そのときは地域移行についてやってましたけども、あえて今回は部活動についてだけにしておりますが、この前やってまたすぐ、そんなに進展があるかというふうに思いますけれども、これ前回も言ったように、来年度中に移行期間というのがあってですね、令和8年度、再来年からすぐそれスタートするというふうな国の意向がありますんで、ちょっとこう急いでいかんと追いつかんという。いろいろ使えるお金も使えなくなったりする可能性もありますので、あえて今回、続けて出させてもらってます。

その進捗状況なんかを、ちょっとお聞きします。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは小松議員の、中学校の部活動について、6月以降の動きを聞くのご質問にお答えします。

中学校部活動の在り方につきましては、一昨年から協議を重ねているところですが、6月以降は、係、課内協議、庁内協議など含め、8回の協議会を重ねてきたところです。

その中で、リモートによる外部の有識者アドバイス会議を2回開催し、さらに、全ての中学生及び全教職員へ3回目のアンケートを実施するとともに、今年度から新たに部活動地域移行地域連携促進委員会を発足させ、学校と教育委員会で今後の方針について協議を進めてまいりました。

また、これらのこととは別に、本町教育委員会において、県教育委員会保健体育課課長の同席を含め、2度の協議も重ねてきたところでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

小松孝年君。

11 番（小松孝年君）

質問要旨がちょっと簡単過ぎてですね、そういう答えじゃないかと思はれますけれども。多分、答えてくれると思うてこれぐらいにしようがですけども。

あれから、内部でやったことも合わせて8回もやってくれしようと。これは、なかなかええ感じだなというふうに思います。

ちょっとここへ書いてないがですけども、実際聞かれると思うちやうと思はれますけれども、そういった内容です。内容的なものをちょっと、どういうことを、どういうふうになったかとか、その経過、内

容的な経過を、答弁をお願いします。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは小松議員の再質問にお答えを致します。

内容につきましては、地域移行に係る具体的なプランをどのように行っていくかということで、その内容を町長の方に報告をさせていただきながら、その協議も行ってきたところです。

実際のところ、課題がいろいろございまして、その課題というのはですね、大きな要因は3つございまして、一つは、財政の問題になってきます。人口減が進む中、ランニングコストを含め大きな予算が長期にわたり必要とされていることが見込まれますので、これらをどう解決していくのかは大きな課題でございます。

そしてもう一つ、2つ目につきましては、外部委託する上で、今後、保護者にお願いする支援がどのようなものが考えられるのか、懸念されるところでございます。

3つ目は、大方中学校と佐賀中学校の距離が離れておりまして、特に平日の場合には、移動時間、活動時間及び帰宅の時間など、生徒の健康、安全面への影響が懸念されることが考えられます。

このことを踏まえて、地域移行をということを考えていきますと、なかなかすぐに答えが出てくる状況にはございません。

単純に地域移行だけで考えるのではなくてですね、地域移行の方向性は考えつつも、当面の対応も考えていく中で、合同チームや拠点校部活動、そして地域クラブ活動、さまざまな要素も考えながら協議を進めておるところでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

小松孝年君。

11 番（小松孝年君）

そうですね。今のがで課題なんかも言っていました。

財政面もね、ちょっと今の地域移行に関してのちょっと補助とかいろいろありますんでね、そのへんがどこまで使えるかとかいうのもあるし、うまく使えるような理由付けもできたらね、そちらも移行にかけての。移行以降はね、その移行の後には、またいろいろとそのへんも考えていかないかんですけど、取りあえず移行するための準備のお金なんかはやっぱり補助金ちゃんとありますんでね、補助金、助成金かな。そういったのがありますので、そのへんもしっかり頭に入れてやって。まあ頭に入っていると思いますけれども、やっていけばもうちょっとスムーズにいくんじゃないかと思います。

それから、問題点というのは、前回もちろちらありましたけど、やっぱり距離的なハンディとかですね、いろいろあります。

今言われたとおり、やっぱり地域移行にこだわらず、やっぱり合同チームとかそういった形の方法をですね、うち独自ですよね。黒潮町は2つ中学校があって、同じ一つの町になってますので。そのへんを、町をくっつけるいうかそういったコミュニケーションじゃないわ、以前の合併する町同士のやっぱりこう仲を持っていくためにも子どもたちに力借りてですね、一緒にチームで、黒潮町のチームとしてみんなで応援していくような、そんな体制が取れたらいいです。ただ単に地域移行だけじゃなくてですね、その学校の部活動というのは本当、これは今、地域広域いうふうに国が言ってますけれども、もうだいぶ前か

らだんだん生徒が減ってきて、団体スポーツができなくなってきたというのが一番の問題です。団体スポーツのいいところというのが、やっぱりあります。教育次長なんかよく分かってると思いますけれど、やっぱりその教育に関わってくことです。団体スポーツをやることで、コミュニケーション能力とかです、責任感とか。責任感、何で責任感。それはみんな何やっても一緒やないかと言いますが、やっぱり一緒に何人かがやるとですね、あの子のために頑張らないかとか、自分に置かれたその立場の役割分担をしっかりせないかとか、そういった責任感というのが出てきますので、そういった意味では教育的にもすごく大事なことで。

やはり黒潮町では、やっぱり生徒はまだおるわけですね。大方中学校と佐賀中学校を合わせれば団体スポーツもできるぐらいの、若干少ないですけどおりますので。自分が言ってるのは、大方中学校、佐賀中学校、その両校を何か合わせて、ちゃんと合同チームの形もですね、将来的には名前変えることもできると思います。1個のチームとしてね。今は佐賀大方の連合チームになると思いますけれども、そのチームを黒潮町チームとかね、黒潮何とかいう名前付けれると思いますんで。

そのために、今いる子どもたちがすぐですね、そういったことにできるようにですね。子どもたちに希望があって、それができないというのはすごい寂しいです。それと、将来的に、まあ大谷選手のようなが出るわけじゃないですけど、そういった可能性を持った子なんかもうずもれてきてますんでね。昔から、黒潮町、佐賀、大方の子どもたち、今まで自分見てきた中で、すごい素質のある子なんかいっぱいおります。そういった有能な選手をうずもれさせないためにもね、やはりそういった方向を考えてもらいたい。地域移行にこだわらずにね、今からその学校のクラブ活動の在り方いうことを、やっぱりそっちも考えてほしいと思います。

いろいろと、前は4回の中の協議会を開いて、今回は協議会だけでなくいろんな協議を8回も重ねてきて、また、その中でアンケート言われましたよね。アンケートはどういうアンケートを取ったか。今回3回目ですかね、アンケート。その3回目のアンケートの内容なんか、どういうふうなアンケートを取ってますか。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本浩君）

それでは小松議員の再質問にお答えを致します。

今回、3回目に取りましたアンケートにつきましては、今の部活動について、活動の日数や時間をどれぐらいにしたいのかであるとか、それから、同じ地域で他の学校と一緒に部活動をしていきたいのか。そういった意向なんかも、アンケートで取っております。

それから、スポーツ活動する上で大会に参加をしていきたいのか、スポーツだけ、大会に参加させずにスポーツを行うことでいいのか、などのアンケートを取ってきております。

ここに至るまでには、先生の方にはですね、地域移行になった場合に、部活動に地域移行になってもかわっていききたいのか、などのアンケートを取ってきておるところでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

小松孝年君。

11 番（小松孝年君）

アンケートの内容は大体分かりました。

まだ答えは出てないがですね。恐らく子どもたち、やはり本音は、やっぱり自分のおところの学校で試合は出ないというのが本当だと思います。

あとはね、やっぱり合同チームで出ても、やっぱりその練習があまりできない。各校で。自分が思うには、その個人個人で練習を日ごろは各自に学校でやって、週に1回集まるだけでもええと思います。それが放課後ぐらいの短い時間であんまりまとまった練習できませんのでね。そういったチームプレーをするためには週に1回集まれるような形でいいと思いますんで、もうずうっと広げていくとそのへんぐらいのことをやったらいいんじゃないかと。それやったら試合にも出れるし、それから技術力のアップにもございます。言うたらそのコミュニケーションづくりもできますしね、そういった方向もちょっと考えたらええんやないかと。

いろいろとまだありますけれども、一番はその距離のハンディとか言いますけれども、それもまた前回もちろっと言いましたんで今回は言いませんけれども、バスの運行、もしくはそのほかの方法があれば、いろいろ考えていってほしいと思います。

ほんと、これは子どもたちの子育て環境にも影響してきます。親も、やっぱり子どもがね、そういったスポーツで活躍してくれるとうれしいんでしてね、割とそういった子どものスポーツ関係の移住というのもやっぱりあると思いますのでね、そういった環境の中で、いい自分の子どもたちを育てたいというのがありますんで、そういった方にもつながってくると思いますので、結構大事なことやと思います。

これはですね、ほんま子どもたちのためであって、今までになかったことですのでね、初めてやらないかんこと。で、全国的にもその事例もまだない、あんまりは。それと、どういうふうにやれいう、決まりもない。これこそ、やっぱり黒潮町のこの地域性とか、それからその土地のハンディもありますんでね、そういったところを生かした、新たなやっぱりその考え方を取り入れていかんとできないと思います。

実際、もう昔とは違っていろんなことにおいてですね、時代は変わってきております。もういろんなことを今までの概念から捨ててですね、新しい考え方でいかないかんと思います。町長が、今回もね、いろいろと言ってくれました。これから市町村の自治体がですね、知恵比べいうことを言ってくれましたよね。自分は、以前からそういうふうに思っております。各自治体がその自治体独自の知恵を出してやっていかんと、最初は地方分権から始まって地方創生、そういった時代が変わってきております。もう今は本当に、自分くで新しいことを考えて、それを予算化できるような、国からの予算が出るようなやり方をやっていかんかったら生き残っていけないと思いますんでね。そういった意味で、そっちの方はもうまたお任せしますんで。

最後にですね、もう町長もこれ一般質問最後ですので、さっきのこれからの時代は変わっていくということで、自治体の知恵比べ、今言ったスポーツ、子どもたちのことに関してもそうですけれども、そういったことについて最後に答弁いただければありがたいと思います。

よろしくお願いします。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは小松議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

学校の子どもたちの、クラブの地域移行の質問から始まったことでございますけれど、議員の思いは、この地域で子どもたちが元気に育つまちづくり、そして、町全体の活性化の願いのご質問だと思いますけれど。

やはり、この町そのものが元気になるのは、子どもたちがやっぱり元気でなければいけないと、私も思います。特にその中でも、さまざまな子どもたちの得意な分野あるわけでございますけれど、特に小松議員の場合は、自らの取り組みとして、野球を中心としたスポーツで随分貢献をしていただいております。その関係で、スポーツ合宿とかも伸びてきたわけでございますけれど。

この子どもたちにとっては、このスポーツというそのものですね、非常に大きな人生のウエートを占める場合もございます。そうすると、やはりそのことが、先ほど事例として出してくれましたけど移住にもなってくるというふうな、まちづくり全体につながってくるということも十分に考えられております。

例えば、当町では、大方高校で女子サッカー部の魅力化、女子サッカー部を使って高校そのものの魅力化を図ると。そして、寮を建てることによって、県外から子どもたちがこの町に来る環境をつくっていくというふうなことは、まさしく町の若い層の誘致というか、この人を集めてくる施策の一つでなかろうかと思います。

ご質問のスポーツの地域移行を中心にですね、やはり教育委員会とともにこの町全体の活性化の議論をこれからも活発に、当町はしていかなければならないと思っております。それが、ひとつのこの黒潮町の元気なまちづくりになろうかとも思います。

しっかりと、またその面につきましても、次期首長には引き継ぎをしまいたいと思います。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

小松孝年君。

11 番（小松孝年君）

ぜひ次へ引き継いで、ありがとうございます。引き継いでいただきたいと思います。

これで、私の一般質問終わります。

議長（中島一郎君）

これで、小松孝年君の一般質問を終わります。

この際、10 時まで休憩します。

休憩 9 時 42 分

再開 10 時 00 分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 2、議案第 21 号、令和 5 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第 51 号、高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてまでを一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務教育常任委員長、澳本哲也君。

総務教育常任委員長（澳本哲也君）

それでは、令和 6 年 9 月議会の総務教育常任委員会の委員長報告を行います。

当委員会に付託を受けた議案、決算の認定 5 件、条例関係が 1 件、補正予算 3 件、辺地に係る計画 2 件、計 11 件について、その審査の経過ならびに結果を報告致します。

当委員会は、副町長、教育長、担当課長出席のもと、9 月 9 日午前 10 時 15 分から 10 日午後 12 時までの委員会を開催し、慎重に審査致しました結果、当委員会に付託された議案について、全てを全会一致で認定、可決、承認すべきものと決しました。

これより、審査の過程において議論された主な事項についてのみ、その概要を申し上げます。

まず、議案第 21 号、令和 5 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてです。ページ 78、79 です。

2 款総務費、1 項総務管理費、2 目人事管理費の支出済額 8,460 万 4,568 円について、委員より、昨年度より金額が多いがどうしてかとの質疑がありました。

執行部より、ベースアップによるものや、退職金や共済費などの増額をしている。基本的に課としては、人件費の圧縮には努力しているとのことでした。

ページ 84、85。

5 目財政管理費、24 節積立金です。7,116 万 5,689 円について、委員より、基金の管理はどうなっているかとの質疑がありました。

執行部よりは、出納室が全て管理をしている。令和 5 年度はふるさと納税など減少し、予定より積立することができなかった。とのことでした。

ページ 88、89。

6 目企画費、18 節負担金補助及び交付金。負担金のくろしお鉄道経営基金造成負担金です。1,969 万 4,000 円について、委員より、これはいつまで続くのか。負担金の見直しが必要だと思うがとの質疑がありました。

執行部より、昨年度の決算では、ある程度の改善は見られた。どこかでこの見直す必要はあるとのことでした。

ページ 106、107 です。

2 項の徴税費、1 目税務総務費、18 節負担金補助及び交付金の幡多広域市町村圏事務組合租税債権管理機構負担金 382 万 9,615 円について、委員より、町として債権管理機構に回すまでの手だてはないかとの質疑がありました。

執行部より、毎月の督促は送付をしております。年間 6 回の催告通知を送っても何もつながらない、アクションのない人たちが債権管理機構に送っているとの回答でした。

同じページの 22 節償還金利子及び割引料 388 万 3,856 円について、委員より、かなりの還付金額だがどういうことなのかという質問がありました。

執行部より、過誤納納付に伴う還付金で、修正申告による町民税の還付が多い。令和 5 年度は予定より還付が多く発生したので、予備費より 178 万 5,000 円充当をした。修正申告の主な理由は、町県民税の申告のし直しで、配偶者特別控除の追加、医療費控除の追加、扶養控除等多かった。法人税の場合は、決算に伴う修正申告があり、税額の確定に伴う還付が発生したものとのことでした。

ページ 124、125 です。

3 款民生費です。1 項社会福祉費、5 目人権対策総務費、7 節報償費の弁護士無料法律相談弁護士謝金 17 万 6,000 円。

委員より、相談に行ってもあまり理解できないという声があるが、との質疑がありました。

執行部より、相談者は解決してくれる。そして問題等が前に進むと勘違いをしている。書類や手続き等のアドバイスをしてくれるのが主な相談である。一件当たりの相談時間は 30 分以内と決めているということでした。

ページ 212、213。

9 款消防費、1 項消防費、4 目防災費の 12 節委託料、地区防災計画策定に係る共同研究 421 万 7,000 円についてです。

委員より、共同研究とはどのような内容かとの質疑がありました。

執行部より、それぞれの地区防災計画に関する課題を共有し、対等の立場で郷土の質の向上を目指している。町は、同大学防災研究所の知見や研究成果を基にした助言を地域の取り込みに還元することができ、大学側は貴重なフィールドの場として地域に入り、研究、検証を重ねることができる。そして、成果として、まねっこ防災の取り組み、児童館プロジェクト、毎年行っている地区防シンポジウムでの各地区独自の取り組み発表など挙げられる。こうした成果のみならず、平時から各地区の課題解決をしようとした際、アドバイザー的な役割を担ってくれているとのことでした。

ページ 228、229 です。

10 款教育費、3 項中学校費、1 目学校管理費の 12 節委託料、大方中学校外壁、屋根、軒天改修工事設計管理委託 195 万 9,540 円と、14 節工事請負費、同じく、大方中学校の外壁、屋根、軒天工事の 2,326 万 7,200 円。

委員より、令和 4 年度も工事を行っているが、5 年度もかなりの金額が発生しているがとの質疑がありました。

執行部より、学校校舎も 50 年以上経過している。老朽化が進んでいるとのこと。鉄筋が爆裂してコンクリートが剥がれ落ちているとのこと。これから建て替えも検討する必要があるとのことでした。

議案第 22 号、令和 5 年度住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第 23 号、令和 5 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第 24 号、令和 5 年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑等はありませんでした。

議案第 32 号、令和 5 年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

ページ 492、493 の歳入の方です。

1 款使用料及び過入金等、1 項使用料の 1 目サービス使用料、1 節使用料のテレビ放送 3,128 万 8,400 円。

委員より、テレビの視聴契約は町の 54 パーセントが加入と聞くと、現在 1,100 円の料金だが、単価を下げて加入促進はできないかとの質疑がありました。

執行部より、今のところは考えていないとのこと。

議案第 38 号、学校開放に係る体育施設の照明施設等使用料条例及び黒潮町立ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてです。

委員より、借用の手続き等不便だという声はないか。支払い等スムーズに行われているかとの質疑がありました。

執行部より、今までのペーパーでの受付はもう行っていない。デジタルへの移行ということで、スマホ等のデジタル申請となっている。年配の方たちからややこしいという声はあるが、電話にて説明をしている。どうしても理解できないという方には、委員会まで来てもらいしっかりと説明をしている。

支払いについてですが、使った実績において、郵送にて納付書を送っているとのこと。

議案第 39 号、専決処分の承認を求めることについて。

議案第 41 号、令和 6 年度黒潮町一般会計補正予算について。

議案第 39 号と議案第 41 号は、質疑等はありませんでした。

そして、議案第 42 号、令和 6 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算についてです。

委員から、意見として、基金に余裕があるなら前委員会でも話し合いが行われましたが、貸付金額の増額を検討するときに来たのではないかという意見がありました。

執行部より、今年度に委員会を開催し、委員の方たちの意見を聞き対応していくとのことです。

議案第 49 号、馬荷辺地に係る総合整備計画の策定については、質疑等はありませんでした。

議案第 50 号、鈴・熊野浦に係る総合整備計画の策定について。

委員より、町道成又熊野浦線道路改良事業、令和 6 年度の 411 万円では、工事の完了はできないと思うが、以前の回答で勾配がきつく工事ができないとのことだったが、との質疑がありました。

執行部より、勾配を直す工事ではない。今現在の道路幅 2.8 メートルの、700 メートルの区間を 5 メートルに拡幅する工事で、既に 8 月 20 日に完了しているとのことでした。

以上、総務教育常任委員会の報告を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、総務教育常任委員長の報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

矢野昭三君。

12 番（矢野昭三君）

その議案第 50 号について、お聞きします。

これはね、昔の佐賀町時代に、成又熊野浦線については平成 14 年から 20 年度までに、延長 1,030 メートル、幅 5 メートルで改良するという資料のもとに、議決、可決したことです。本来であれば、合併が 18 年ですから、20 年には終わっちゃおかいかん話ですね。

そのときの、じゃあ合併しようという話のときの資料にも、この当時の佐賀町時代の議決と一緒に、同じように平成 14 年から 20 年までの工事としますということになっちゃうわけです。

ところが、合併してからもういっこうにこの改良工事が始まらない。何だかんだ言いながら、やらないことを前提の答弁ばかりしてきた、今まで。

で、それですよ、この 410 万なるものが 411 万ですね、私がおの合併する前に議決した資料ではですね、それから判断すると、あと 200 はメートルは残っちゃう。それをね、委員長報告いただきましたけど、到底納得がいくようなものではないですね。勾配はきつきいかんとか、改良はしないとか。

議会が議決するというのは、町長が改良するという意志を持って議会へ提案し、議会は、それは妥当なこととして可決した。つまり、この町の団体の意思が確定した。そういうことですよ。それをね、あろうことか先の答弁でも、きつき何だかんだできんとか言うて。私はこのたびの計画に上げるということやったので、それは勾配も適正なものにしてやるかなと思いつたところが、資料もね、平面図も全然私の手元にも届いてない。議員の手元に。

そしてね、問題なのが、平成 25 年に黒潮町は道路法に基づく条例を定めたんですよ。いわゆる構造令にもあるように、最高で 11 パーセントですかね。そんなこと 25 年の当時、既に承知しちゃうがですよ。議会も。町長はそれ提案して、議会がそれを認めた。いくら質問繰り返してもね、へちごとばかり言いゆう。私に言わせたら。あんまりことや。誠意がない。これが黒潮町がすることか。住民を何と思うちゅうか。この金は、他へ使える金じゃない。地域が通常の黒潮町の道路から比較しても落ち込んだ状態にあるので、そこの穴埋めをなささいよという予算や。それをね、よそへこうやって使える金でもないし、ここしか使えないということ。これは国が決めたこと。国会で。そんなことをね、平然と知らぬ存ぜぬ式でやられると困る。

繰り返しますが、この 411 万で、残りが全部できると言いましたか。そこだけお答えください。

議長（中島一郎君）

総務教育常任委員長。

総務教育常任委員長（澳本哲也君）

411 万はこの拡幅の工事のみで、ほかの所は、今のところ工事の計画はないということです。

しかし、委員より、やはりこの道というものは地区の道であり住民の道だということで、やっぱり安全性が担保できないということで、しっかりとこれから計画をしてほしいという意見はありました。

以上です。

議長（中島一郎君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、総務教育常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設厚生常任委員長、濱村美香君。

産業建設厚生常任委員長（濱村美香君）

9 月 9 日月曜日から 9 月 11 日水曜日に開催した、産業建設厚生常任委員会に付託されました議案の審査について、報告致します。

今回、付託されました議案は、配布の委員会審査報告書に記載のとおり、議案第 21 号、令和 5 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第 51 号、高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についての、23 議案となっています。

23 議案のうち、1 議案のみ反対討論があり、その採決の結果は、賛成多数 1 議案、ほか 22 議案は全会一致で、23 議案全て、認定、承認、可決すべきものとなりました。

以下の報告は、質疑や意見があった点を中心に行います。

議案第 21 号、令和 5 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定について。

まず、歳出について。決算書、ページ 121。

3 款 1 項 1 目、社会福祉総務費、12 節委託料等。

委員より、福祉事業への委託について 1,600 万円余りの不用額がある。福祉計画などに沿って、委託先との打ち合わせを入念に行い、必要な部分に必要な予算がつくように、という意見がありました。

また、委託先の人材確保の面では、有資格者を募集しても応募がないのは賃金等の課題があるのではないか、募集期間が短いことも応募が少ないことの要因のひとつではないか、との意見がありました。

決算書、ページ 155。

4 款 1 項 10 目、脱炭素対策費、18 節負担金補助及び交付金 3 億 4,541 万 7,000 円は、新電力会社への交付金で、その交付金を活用し、農業公社のヒートポンプ、南部保育所とくじら保育所、保健福祉センターに太陽光パネルの設置等を行ったものの説明がありました。

決算書、ページ 160。

6 款 1 項 1 目、農業委員会費の説明の中で、農業委員 14 名、農地利用最適化推進委員 7 名が、現在活動中との説明があり、委員より、農地法第 32 条遊休農地の意向調査について質疑があり、執行部より、農地パトロールの中で耕作放棄地や遊休農地の現地調査を行っている。昨年度は新たな耕作放棄地は発見されなかったという結果があったため、令和 5 年度には意向調査を実施していない。また、並行して、5 年から 10 年後の意向を地図に落とし込む地域計画の策定作業を実施している。令和 5 年は、黒潮町全域で地域

での話し合いを行った。令和6年度は、地権者と耕作者にアンケートを取って、必要な対策を取ることとなっている、との説明がありました。

決算書、ページ183。

7款1項2目、商工振興費12節委託料のうち、黒潮町熊井地区工業用地整備事業概略調査委託業務の内容は、との委員より質疑があり、執行部より、企業版高台移転の工業用地として佐賀地区の候補地2か所の調査に関するもの、との説明がありました。

決算書、ページ185。

7款1項3目、観光費で、委員より、スポーツ合宿の効果は、との質疑あり、執行部より、昨年度は1万5,043人泊、1億4,500万円ほどの経済効果があった、との説明がありました。

決算書、ページ207。

8款6項2目、住宅建設費、18節負担金補助および交付金で、委員から、老朽住宅除去工事に関して11件の交付と5件の不交付があるが、不交付の理由はとの質疑があり、執行部から、老朽住宅の要件に合っていない、点数が足りていないために不交付となった、との説明がありました。

決算書、ページ244。

11款1項1目、農業用施設災害復旧費について。

委員より、工事件数は多いが、令和6年度に繰り越したものはあるかとの質疑がありました。

執行部より、人札の参加が1社の場合があったが、緊急性を伴うため、随意契約に切り替えて対応した。また、一部繰り越したものもある、との説明がありました。

次に、歳入では、決算書、ページ29。

14款1項6目、土木使用料、2節住宅使用料滞納繰越分で、委員から、公営住宅滞納の状況はとの質疑があり、執行部から、33件あるが、前年度よりは収納率が上がっているとの説明がありました。

議案第25号、令和5年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出の決算の認定について。

保険給付費が、昨年より1億9,000万円余り増えたとの説明があり、委員より、その要因はとの質疑に対して、執行部より、74歳までの方ががんに罹患し、高額医療となるケースが多かった。早期発見が住民のためになり、財政面への負担が少ないため、がん検診の受診率アップのための働き掛けを引き続き行うとの説明がありました。

そのほかに、佐賀地区でも健康パスポートのヘルスポイント発行の対象となるような健康づくりを推進してほしい、との意見がありました。

議案第26号、令和5年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出の決算の認定について。

議案第27号、令和5年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出の決算の認定について。

議案第28号、令和5年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出の決算の認定について。

議案第29号、令和5年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出の決算の認定について。

議案第30号、令和5年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出の決算の認定について。

議案第31号、令和5年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出の決算の認定について。

議案第33号、令和5年度黒潮町水道事業特別会計歳入歳出の決算の認定について。

議案第34号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

議案第35号、黒潮町指定介護予防支援等の人員及び運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての9件は、本会議場の説明のとおり、特に意見、質疑等はありませんでした。

議案第 36 号、黒潮町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、反対討論があり、賛成多数でした。

議案第 37 号、黒潮町立児童館設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

議案第 39 号、令和 6 年度黒潮町一般会計補正予算専決処分の承認を求めることについて。

議案第 40 号、令和 6 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算専決処分の承認を求めることについての 3 件は、本会議場の説明のとおり、特に意見、質疑等はありませんでした。

議案第 41 号、令和 6 年度黒潮町一般会計補正予算について。補正予算書 18 ページ。

3 款 3 項 2 目、19 節扶助費 2,289 万円は、児童手当の所得制限の撤廃、高校生までの支給延長、多子加算として、第 3 子が 1 万 5,000 円から 3 万円に増額などの児童手当の拡充に伴うもので、10 月から 3 月分の補正であるとの説明がありました。

補正予算書 19 ページ。

4 款 1 項 3 目 22 節、償還金利子および割引料は、コロナワクチン接種についてで、65 歳以上の高齢者と 64 歳までの重症化リスクの高い方、生活保護受給者など、2,334 人を見込んでいるとの説明がありました。

委員より、集団接種はないか、1 人当たりの負担額はとの質疑があり、執行部より、集団接種の計画はなく、医療機関で個別接種とし、自己負担額は 3,300 円程度を想定しているとの説明がありました。

議案第 43 号、令和 6 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について。

議案第 44 号、令和 6 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について。

議案第 45 号、令和 6 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算について。

議案第 46 号、令和 6 年度横浜更新住宅建築主体工事Ⅰ工区の請負契約の締結について。

議案第 47 号、令和 6 年度横浜更新住宅建築主体工事Ⅱ工区の請負契約の締結について。

議案第 48 号、黒潮町衛生センター基幹的設備改良工事の請負契約の締結について。

議案第 51 号、高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更については、本会議場での説明のとおり、特段の意見や質疑はありませんでした。

以上、審査の結果は、1 議案については反対討論があり、賛成多数ではありましたが、全議案、認定、承認、可決すべきものとなりました。

これで、産業建設厚生常任委員会からの報告を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、産業建設厚生常任委員長の報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

小松孝年君。

11 番（小松孝年君）

36 号、反対討論があった言いましたけども、そういった反対の内容とか、それからそれに対する賛成討論はなかったか。

お聞きします。

議長（中島一郎君）

産業建設厚生常任委員長。

産業建設厚生常任委員長（濱村美香君）

36 号に対して、包括支援センターの運営の基準に関するものでしたけれども、反対討論の内容は、人員

が減ることによってサービスが低下するのではないかという懸念があるということでした。

それに対しての賛成討論はありませんでした。

以上です。

議長（中島一郎君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、産業建設厚生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

これで、各常任委員長の報告及び委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから、討論を行います。

初めに、議案第 21 号、令和 5 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 21 号の討論を終わります。

次に、議案第 22 号、令和 5 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 22 号の討論を終わります。

次に、議案第 23 号、令和 5 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 23 号の討論を終わります。

次に、議案第 24 号、令和 5 年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 24 号の討論を終わります。

次に、議案第 25 号、令和 5 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 25 号の討論を終わります。

次に、議案第 26 号、令和 5 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 26 号の討論を終わります。

次に、議案第 27 号、令和 5 年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 27 号の討論を終わります。

次に、議案第 28 号、令和 5 年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 28 号の討論を終わります。

次に、議案第 29 号、令和 5 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 29 号の討論を終わります。

次に、議案第 30 号、令和 5 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 30 号の討論を終わります。

次に、議案第 31 号、令和 5 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 31 号の討論を終わります。

次に、議案第 32 号、令和 5 年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 32 号の討論を終わります。

次に、議案第 33 号、令和 5 年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 33 号の討論を終わります。

次に、議案第 34 号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 34 号の討論を終わります。

次に、議案第 35 号、黒潮町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営ならびに指定介護予防支援等に係

る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 35 号の討論を終わります。

次に、議案第 36 号、黒潮町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

水野佐知君。

7 番 (水野佐知君)

地域包括支援センターは、今まで 1 か所につき、主任介護支援専門委員、保健師、社会福祉士の、3 種類の資格者の配置をする必要がありました。

しかし、今回の国の改正では、国の介護保険の一部改正によると、町内に複数の地域包括支援センターがある場合には、3 種の資格者の配置を調整できるというものです。例えば、主任介護支援専門員と保健師、保健師と社会福祉士という具合に、2 種類の資格者の配置で良いということになります。

しかし、この 3 種類の資格はそれぞれの専門性があるものであり、また、3 人の配置が 2 人で良いとなると、3 つの職種の役割を 2 つの職種で担わなければならない、職員の負担が増えると考えられます。

現時点では、当町には 1 か所の地域包括支援センターしかないもので、直接影響はありません。しかし、この改正を許せば、今後、地域包括センターの果たしてきた多種多様な困難ケースに対応し、地域の介護基盤を支えてきたそれぞれの職員の負担がますます増え、地域の高齢者が在宅で安心して暮らすことが困難になる。

また、人手不足と言いますが、元々の原因は、介護保険の国家負担割合が少な過ぎること、低賃金などの介護保険全体の改善が必要だと考えるので、反対します。

議長 (中島一郎君)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 36 号の討論を終わります。

次に、議案第 37 号、黒潮町立児童館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 37 号の討論を終わります。

次に、議案第 38 号、学校開放に係る体育施設の照明施設等使用料条例及び黒潮町立ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 38 号の討論を終わります。

次に、議案第 39 号、専決処分の承認を求めることについて (令和 6 年度黒潮町一般会計補正予算) の討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 39 号の討論を終わります。

次に、議案第 40 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算）の討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 40 号の討論を終わります。

次に、議案第 41 号、令和 6 年度黒潮町一般会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 41 号の討論を終わります。

次に、議案第 42 号、令和 6 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 42 号の討論を終わります。

次に、議案第 43 号、令和 6 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 43 号の討論を終わります。

次に、議案第 44 号、令和 6 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 44 号の討論を終わります。

次に、議案第 45 号、令和 6 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 45 号の討論を終わります。

次に、議案第 46 号、令和 6 年度横浜更新住宅建築主体工事Ⅰ工区の請負契約の締結についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 46 号の討論を終わります。

次に、議案第 47 号、令和 6 年度横浜更新住宅建築主体工事Ⅱ工区の請負契約の締結についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 47 号の討論を終わります。

次に、議案第 48 号、黒潮町衛生センター基幹的設備改良工事の請負契約の締結についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 48 号の討論を終わります。

次に、議案第 49 号、馬荷辺地に係る総合整備計画の変更についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 49 号の討論を終わります。

次に、議案第 50 号、鈴・熊野浦辺地に係る総合整備計画の策定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 50 号の討論を終わります。

次に、議案第 51 号、高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 51 号の討論を終わります。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第 21 号、令和 5 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 21 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 22 号、令和 5 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 22 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 23 号、令和 5 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 23 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 24 号、令和 5 年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決しま

す。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 24 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 25 号、令和 5 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 25 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 26 号、令和 5 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 26 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 27 号、令和 5 年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 27 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 28 号、令和 5 年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 28 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 29 号、令和 5 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 29 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 30 号、令和 5 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 30 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 31 号、令和 5 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 31 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 32 号、令和 5 年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 32 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 33 号、令和 5 年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 33 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 34 号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 34 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 35 号、黒潮町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 35 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 36 号、黒潮町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 36 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 37 号、黒潮町立児童館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 37 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 38 号、学校開放に係る体育施設の照明施設等使用料条例及び黒潮町立ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 38 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 39 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度黒潮町一般会計補正予算）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 39 号は、委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第 40 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 40 号は、委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第 41 号、令和 6 年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 41 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 42 号、令和 6 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 42 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 43 号、令和 6 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 43 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 44 号、令和 6 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 44 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 45 号、令和 6 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 45 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 46 号、令和 6 年度横浜更新住宅建築主体工事Ⅰ工区の請負契約の締結についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 46 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 47 号、令和 6 年度横浜更新住宅建築主体工事Ⅱ工区の請負契約の締結についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 47 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 48 号、黒潮町衛生センター基幹的設備改良工事の請負契約の締結についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 48 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 49 号、馬荷辺地に係る総合整備計画の変更についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 49 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 50 号、鈴・熊野浦辺地に係る総合整備計画の策定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 50 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 51 号、高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 51 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

日程第3、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員長から委員会において審査及び調査中の事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、各委員長からの申し出のとおりとすることに決定しました。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長(松本敏郎君)

令和6年9月第10回黒潮町議会定例会、お疲れさまでした。

また、提案させていただきました全ての議案に対してご承認をいただき、ありがとうございます。

さて、まだまだ残暑厳しい日が続いていますが、秋は確実に訪れています。昨夜は、中秋の名月でございました。

そして、振り返れば時の過ぎるのは早いもので、私の町長としての任期4年も残すところあと半月となりました。

本議会の一般質問でもお答えさせていただきましたが、私が町長に就任した2020年10月というのは、足かけ4年にわたる新型コロナウイルス感染症との闘いが始まったばかりでございました。南海トラフ地震対策をはじめ、多くの課題に加えて、町民の命にかかわる未来の感染症対策を急がなければならないときの突然の首長交代でございましたので、町民はもちろん職員にも、何かと不安や動揺、そして戸惑いがあったのではないかと思います。

そのようなとき、議員の皆さま方たちには、当初より私の政策に対して深いご理解と暖かいご支援をいただきましたことが町民に安心感をもたらし、コロナ禍も乗り越えることができたのではないかと思います。

ただ残念だったのは、コロナ禍の約3年間は、日常生活にさまざまな制限がかけられる窮屈な期間でしたので、私自身が町民の皆さまと親しく接する時間が少なかったことでございます。

新型コロナウイルス感染症対策においては、医療機関が脆弱(ぜいじゃく)な当町では集団接種を119回も実施してきましたが、この回数の異常な多さが最大の負担となりました。ご協力いただきました町民の皆さま、ご支援賜りました医療機関の皆さま、そして、通常業務に加えてこのミッションをやり切った職員に、感謝申し上げます。

私は、過疎にも負けず、南海トラフ地震にも負けず、新型コロナウイルスにも負けない、丈夫な町をつくりましょうとスローガンに掲げてきましたが、黒潮町総合戦略の最大課題である人口減少対策としては、今年5月末に、当町の人口が1万人を切ったことで象徴されるように、コロナ禍の4年間では十分な成果を出すことはできませんでした。

しかしながら、全ての課題に大きく影響する、南海トラフ地震対策や四国横断自動車道関係事業などの重要政策は、たとえ私があと1期務めたとところで完成するものではございません。

このような政策は、スポーツに例えれば、駅伝競走のタスキのようにしっかりとつないでいくことが大切だと思います。引き継ぐべき課題を、町民の皆さまが選ぶ次の首長にしっかりと伝えていきたいと思います。

最後になりますが、私は高校を卒業して以来約 50 年間、自分の生まれた町にたがわぬ公務をすることができました。黒潮町は私にとって、黒潮町は私が人生をかけて向き合った、かけがえのないふるさとでございます。これからも、ふるさと黒潮町の限りなき発展を心から願っております。

ただ、あと 16 日間はその町長として務めることができますので、引き続き町民福祉の向上を目指して、最後の最後まで全力で取り組んでまいります。

(議場より拍手)

議長 (中島一郎君)

これで、町長の発言を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和 6 年 9 月第 10 回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 11 時 11 分

会議録の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

中島一郎

署名議員

水野佐知

署名議員

山本久夫